

【背景】

国立公園の利用拠点では、インバウンド対応や個人旅行など旅行ニーズの変化への対応が遅れ、廃屋化した建物が自然の魅力著しく妨げている。また、自然環境と地域独自の文化資産が相まった魅力を旅行者が体感できていない。

【課題】

□メニューが充実し、実績も拡大してきたが、R4年度に施行する改正自然公園法に基づく利用拠点整備改善計画の策定と計画に基づく整備を強力に支援し、コロナ後を見据えた、利用拠点における滞在環境の上質化を推進する必要がある。



【事業内容】

I 利用拠点計画策定

地元自治体（都道府県、市町村）が主体となり、環境省や既存民間事業者等と協議して策定

<継続>

計画策定補助をタイプ分けし、協議会を設置して自然公園法に基づく利用拠点整備改善計画を策定するタイプは補助率2/3とし、従来タイプは補助率1/2のままとする（拡充）

- | | | | |
|----------|---|-------------------------------------|--------------------------------|
| II
事業 | ① 廃屋の撤去
民間事業者の導入を前提とした撤去 | ② インバウンド機能向上
Wi-Fi、多言語サイン、トイレ洋式化 | ③ 文化的魅力の活用
地域文化が体感できるまちなみ改善 |
| | ④ 既存施設の観光資源化
利用が停止又は利用機会が減少した施設のインバウンド受入環境整備を前提とした施設の機能転換または強化のための内装及び設備(文化資源活用または体験・学習ツアーと連携して実施) | | |
| | ⑤ ワークーション受入事業支援
ワークーションの実施を前提とした内装及び設備整備（体験・学習ツアーと連携して実施） | | |
| | ⑥ 引き算の景観改善
利用拠点の景観改善のための無電柱化、通景伐採及び駐車場舗装面の緑地化。 | | |

【事業実施スキーム】

直轄事業（Ⅱ①のみ）、
補助事業（補助率：1/2、**2/3(拡充)**）

【効果】

外国人旅行者の満足度向上、滞在時間、リピーター増加
+ まずは国内旅行者増による地域経済と雇用の下支え・回復